

県南広域振興局長告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、内之目土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年8月16日

県南広域振興局長 遠藤 達雄

1 就任

(1) 理事

皆川清喜	一関市花泉町永井字岫前106番地
後藤達朗	〃 〃 〃 字大沢田123番地
佐藤三喜雄	〃 〃 老松字沼野沢3番地
佐藤克郎	〃 〃 永井字粒乱田143番地
佐藤政敏	〃 〃 〃 字待井183番地2
佐藤和幸	〃 〃 〃 字粒乱田81番地
佐藤正人	〃 〃 〃 字待井48番地1

(2) 監事

菅原操	一関市花泉町永井字沖田73番地
佐藤良彦	〃 〃 〃 字大沢田190番地12

2 退任

(1) 理事

皆川清喜	一関市花泉町永井字岫前106番地
後藤達朗	〃 〃 〃 字大沢田123番地
佐藤三喜雄	〃 〃 老松字沼野沢3番地
佐藤克郎	〃 〃 永井字粒乱田143番地
佐藤政敏	〃 〃 〃 字待井183番地2
佐藤和幸	〃 〃 〃 字粒乱田81番地
佐藤正人	〃 〃 〃 字待井48番地1

(2) 監事

佐藤嘉雄	一関市花泉町永井字粒乱田54番地
後藤克世	〃 〃 〃 字待井173番地